**平成２３年（フ）第２０７号**
群馬県高崎市綿貫町764番地５
債務者　小澤　　明
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２０８号**
群馬県高崎市綿貫町764番地５
債務者　小澤　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第９４０号**
埼玉県蕨市南町４丁目38番３号　コート蕨南町壱番館403号
債務者　徳田　義明
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９８４号**
さいたま市中央区新中里３丁目18番29―103号
債務者　本間　理恵
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０８０号**
さいたま市浦和区北浦和２丁目９番14号　北浦和荘101
債務者　長谷川利夫
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０８１号**
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟1011号
債務者　石塚　由佳
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１０３号**
埼玉県川口市大字伊刈313番地　サンシティー岩本Ｂ―201号
債務者　上谷　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３６９号**
埼玉県入間市大字南峯355番地14
債務者　西村　理絵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４０２号**
埼玉県川越市熊野町８番地13　メゾン川越203号室
債務者　近藤　久子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４３４号**
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目９番地10　ＭＴビル301
債務者　泉　　亮
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４４２号**
埼玉県日高市武蔵台５丁目３番７号
債務者　岡田　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４５２号**
埼玉県比企郡川島町大字上狢400番地
債務者　川田　　強（旧姓柴﨑）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４５４号**
埼玉県川越市大字下赤坂745番地２
債務者　牛窪　有紀
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４５６号**
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目３番49号　トーシンコーポふじみ野105
債務者　結城　敏江
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第４７５号**
埼玉県入間市大字下藤沢583番地３　シャンポール藤沢105
債務者　今井　満子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第９１号**
埼玉県大里郡寄居町大字用土5417番地26
債務者　高塚マツ子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２２９号**
埼玉県熊谷市柿沼837番地11
債務者　川﨑　信二
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部